

重度の認知症による精神疾患を有する者の
加害行為と監督義務者の不法行為責任
(損害賠償請求控訴事件 名古屋高裁平25(ネ)752号、
平26・4・24民3部判決
原判決変更〔上告・上告受理申立て〕)
判例時報2223号25頁
金融商事判例1445号24項

中京大学法科大学院 教授
奥野久雄

〔事実〕

X(1審原告、被控訴人)は、旅客鉄道会社である。Y₁(1審被告、控訴人)は、Xの運行する列車と衝突して死亡した認知症のAの妻であり、Y₂(1審被告、控訴人)は、Aの長男である。本件は、認知症を患った高齢(91歳)のAがXの駅構内の線路に立ち入り、Xの運行する列車と衝突して死亡した事故(以下「本件事故」という。)に関し、XがY₁、Y₂のほか、Aの二女であるY₃(1審被告)、三女であるY₄(1審被告)、二男であるY₅(1審被告)に対し、(1)本件事故当時においてAが責任能力を有していなかった場合には、民法709条または民法714条に基づき、連帯して、損害賠償金719万7740円およびこれに対する遅延損害金の支払を求め、(2)本件事故当時においてAが責任能力を有していた場合には、民法709条に基づきAが負担した上記損害賠償金支払義務をY₄がその相続分に応じて承継したとして、Y₁に対しては359万8870円、Y₂～Y₅に対して各89万9717円および遅延損害金の支払を求めたものである。

AおよびY₁は、昭和20年に結婚し、D市所在の家で一緒に生活していた。

昭和28年、5歳であったY₃が養子縁組をして養父母と生活するようになった後、A及びY₁は、Y₂、Y₅及びY₄とともに生活していたが、昭和48年にY₅が大阪の大学へ進学し、昭和52年10月にY₄が結婚して家を出、昭和57年には、Y₂が東京へ転勤になりJ市で生活することになったため、同年以降は、二人で生活していた。また、Aは、昭和34年、勤めていた農業協同組合を辞め、その後は不動産仲介業をしていたが、昭和53年にD駅周辺の再開発がされた際、自宅建物を現在の場所に移築するとともに商売をするための事務所を増築した。

Y₄は、結婚で実家を出た後も、実家から自動車で10分くらいの場所に住み、折に触れて実家に入出入りしていたが、平成9年12月にホームヘルパー2級の研修を受講し、平成11年10月からW県D市N町にある介護施設で勤務を始め、同施設に通所する認知症などの症状を有する高齢者の送迎

や、入浴介助、レクリエーション業務などに携わるようになっていた。

Aは、不動産仲介業を平成10年頃に停止し、平成14年に廃業したが、84歳となった平成12年12月頃には、食事した直後に食事はまだかと言い出したり、朝・昼・夜の区別がつかなくなって午後5時半を午前5時半と間違えたりして、Aは、晩酌したことを忘れて二度、三度と飲酒したり、寝る前自ら戸締りをしたのに夜中に何度も起きて戸締りを確認したりするようになった。

Y₁、Y₂、Y₄及びY₂の妻Bは、平成14年3月頃、A宅で顔を合わせた際など折に触れて、今後のAの介護をどうするかを話し合い（以下、この時期における、このような話し合いを全体として「家族会議I」という。）従前からA宅でAと同居していたY₁は既に80歳で一人でAの介護をすることが困難になっているとの共通の認識に基づき、介護の実務に精通しているY₄の意見を踏まえ、Bが単身でJ市からD市に転居し、Y₁と二人でAの介護をすることを決めた。Y₂は、これをBは長男の嫁であるから当然のことと考えていた。

Bは、自らも困難な病を抱えていたが、D市F町の自宅（Y₂が、将来の両親の介護等のために、A所有の土地にY₁との共有名義で建築したもの）に住みながらA宅に毎日通ってAの介護をするようになり、A宅に宿泊することもあった。Y₂は、家族会議Iの後は1か月に1、2回くらいD市で過ごすようになり、本件事故の直前頃は1か月に3回くらい週末にA宅を訪ね、BからAの状況について頻繁に報告を受けていた。

なお、Y₃は、W県O市で生活しており、多くて月1回程度、AやY₁を自宅に招いて食事会をすることはあったが、家族会議Iや家族会議II（平成19年2月、Aが要介護4の認定を受けた頃の話し合い）などには参加せず、Aの介護に関与していなかった。また、Y₅は、家族会議Iが行われた頃は関東に、本件事故当時はドイツに住んで就業しており、家族会議Iや家族会議IIなどには参加せず、Aの介護には関与していなかった。

家族会議Iの後、Aが介護施設でリハビリテーションを受けられるように、介護保険制度を利用すべきであるとのY₄の意見を受けて、Bらは、かかりつけのC医師に意見書を作成してもらい、平成14年7月、Aの要介護認定の申請をし、Aは、同年8月22日、要介護1の認定を受けた。

Aは、平成14年8月13日から同年9月23日まで、右上腕骨骨折が誘因となった慢性心不全の悪化により、D市内の病院に入院したが、入院中、自分が入院していることを理解できず、おとなしく治療を受けずにベッドから無理矢理下りようとしたり、見舞いに来た人の顔名前が一致しなかったりなどの、認知症の悪化をうかがわせる症状がみられた。また、Aは、退院直後頃から、突然東京へ仕事に行くと言い出すようになり、Bらがいくら止めても聞こうとしないため、D駅までAを連れて行き、同駅の駅員に東京行きの切符は売り切れたと言ってもらって説得したこともあった。

Y₄は、Aの退院後、勤務先から使わなくなった介護用ベッドを譲り受け、それをトイレに一番近い場所に設置するよう提案し、介護保険の補助金を使った手すり設置工事等について助言するなどした。

平成14年10月上旬頃、Bは、Y₄の勧めに従い、G病院内科医長で老年医学を専攻するD医師を指名してAを受診させ、それ以降、Aは、G病院におおむね月1回程度通院するようになった。D医師は、Aを診察した結果、Aは、平成14年10月にはアルツハイマー型の認知症を発症しているも

のと診断した。

また、Aは、同月頃から、週1回福祉施設（以下「H」という。）に通所するようになったが、Aの通所の頻度は徐々に増え、本件事故当時は、日曜日を除く週6回となっていた。

Bは、AがHに行かない日は朝からAの就寝まで、Hに行く日は朝と夕方から就寝まで、A宅においてAの介護や家事を行っていた。

Aの就寝後は、Y₁がAの様子を見守るようにしていた。

平成14年11月7日、Aの要介護状態区分が要介護2に変更された。

Aは、平成15年頃には、Y₁を自分の母親であると思う、自分の子の顔もわからないなどの人物の見当識障害も見られるようになったほか、上記の「東京へ行く」に代わって、働かないといけななどと言って農業協同組合に行き、その窓口で仕事はないかなどと質問するようになり、さらに、自己の生まれた地であるKへ行くなどと言い出すようになり、このように出かけなくなったときには、ほとんどの場合、ごそごそし始めて、「俺のかばんはどこにある。」と尋ね、Y₁からかばんを手渡されて外出しようとした。Bは、出ていかないように説得してもAが聞き入れないため、説得するのをやめて付き添い外出し、Aの気が済むまで一緒に歩くようになり、Y₁は、Aが外出したいと言い出したのにBがその場にはいないときは、Aが外出したがっていることをBに伝えるようにしていた。

Bは、平成15年12月20日、ホームヘルパー2級の資格を取得した。

G病院は、患者の診療について、一定期間の通院後は地域の開業医に引き継ぐ方針をとっていたため、Aは、平成16年2月頃以降、再びC医師の診療を受けるようになった。G病院でAを診察していたD医師は、平成15年1月までの診察結果に基づき、同年3月4日、Aが中等度の老年痴呆（認知症のこと）であると診断する旨の主治医意見書を作成し、また、平成16年2月24日には、ほぼ同内容の主治医意見書を作成し、Aの認知症については、時に場所及び人物に関する見当識障害や記憶障害が認められ、概ね中等度から重度に進んでいる旨診断した。

Y₄は、平成16年3月に介護福祉士の資格を取得し、同年4月に登録を済ませたが、Aの介護への関わりは、A宅を時折訪れて話をしたり散歩に連れて行ったりする程度で、本件事故当時の訪問は月2回程度にとどまっていた。

Aは、平成17年8月3日早朝、独りで外出してタクシーに乗車し、認知症に気付いた運転手がAを下ろした先のコンビニエンスストアの店長の通報で警察に保護されて、午前3時頃に帰宅した。

Bは、Aの上記各徘徊（以下「本件各徘徊」という。）の後、家族が気付かないうちにAが外出した場合に備えて、警察にあらかじめ連絡先等を伝えておくとともに警察からの指導に基づき、Aの氏名やBの携帯電話番号等を記載した布を、Aの上着、帽子および靴に縫いつけた。

Y₁は、大正11年生まれで、平成18年1月6日、左右下肢に麻痺拘縮あり、起き上がり・歩行・立ち上がりはつかまれば可能、座位保持・片足での立位は支えが必要、日常の意思決定は特別な場合以外は可能、ひどい物忘れがときどきある旨の調査結果に基づき、要介護1の認定を受けた。

A宅は、昭和53年の増築により勝手と事務所が廊下でつながった構造になっており、出口は事務所出入口と自宅玄関の2か所存在するところ、Y₂は、本件各徘徊の後、自宅玄関付近に玄関セン

サーを設置し、Aがその付近を通るとY₁の枕元でチャイムが鳴ることで、Y₁が就寝中であってもAが玄関に近づいたことを把握できるようにした。また、Y₂らは、自宅玄関外の門扉と建物との間からAが外出できないように隙間を波トタンでふさいだほか、門扉に施錠したこともあったが、Aがいらだって門扉を激しく揺ったり、門扉に足をかけて乗り越えようとしたりして危険であったため、施錠は中止した。他方、事務所出入口については、夜間は施錠されシャッターが下ろされていたが、日中は開放されており、かつて本件事務所でたばこ等を販売していた頃に来客を知らせるために設置した事務所センサーは存したものの、本件各徘徊の後も、本件事故当日までその電源は切られたままであった。

Aは、トイレの場所を把握できずに所構わず排尿してしまうため、Bは、A宅のあちこちにごみ箱を置いて排尿させるようにしていたが、Aは、本件事務所にいるときは、Bらに何も告げずに事務所出入口から外に出て、公道を経て自宅玄関前の駐車スペース（以下「本件駐車スペース」という。）に入り、同所の排水溝に排尿することがしばしばであり、近くの公道で街路樹への水やり、ごみ拾い、草取り等をすることもあった。

Aは、平成19年2月23日、要介護4の認定を受けたが、一次判定結果における「日常生活自立度の組み合わせ」という項目において、「認知症高齢者自立度」が「IV」、すなわち、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする、常に目を離すことができない状態であると判定された。また、認定調査結果によれば、Aは、意思の伝達はときどきできるものの、毎日の日課の理解、年月日を言うこと、短期記憶、今の季節や場所の理解がいずれもできず、問題行動として、幻視幻聴、同じ話をする、落ち着きなし、収集癖、ひどい物忘れがあり、昼夜逆転もときどきあるとされ、日常の意思決定は日常的に困難で、金銭の管理は全介助が、排尿、排便についても一部介助が必要であるなどとされた。

Y₁、Y₂、Y₄およびBは、平成19年2月、Aが要介護4の認定を受けたことを踏まえ、A宅で顔を合わせた際など折に触れ、Aの介護の在り様について相談し（以下、この時期における、このような話し合いを全体として「家族会議Ⅱ」という。）、Aを特養に入所させることも検討したが、Y₄が特養に入れればAの混乱は更に悪化する。Aは家族の見守りの下で自宅ですごす能力を十分に保持している、特養は入居希望者が非常に多いため入居までに少なくとも二、三年はかかるなどの意見を述べたこともあって、Aを引き続き在宅で介護することに決め、ホームヘルパーの依頼を検討することなども特にしなかった。

Aは、不動産仲介業を営んでいた頃は、日常の帳簿付け、税務署への対応、預金通帳の管理等は全てY₁に任せ、自らは事務所の移転や不動産の購入・売却等の重要な事柄を決定していたが、認知症の発症・進行に伴って金銭に興味を示さなくなり、本件事故当時は、財布やお金を身につけておらず、生活に必要な日常の買物は専らBとY₁が行い、また、預金管理や不動産の賃貸借契約の更新・切替えなどのAの財産管理全般は、もっぱらY₁が行っていた。

本件事故当時、Bは、朝7時頃にA宅に行き、寝ているAを起こして着替え及び食事をさせた後、Hへ通所させ、Aが同所から自宅に戻った後は、お茶とおやつを出し、20分くらいAの話を聞いた後、Aが居眠りを始めると、Aのいる部屋から離れて台所で家事をすることを日課としていた。A

は、居眠りをした後は、Bの声かけによって3日に1回くらいは散歩し、その後、夕食及び入浴をして就寝するという毎日を送っており、Bは、Aが眠ったことを確認してから帰るようにしていた。

Aは、本件事故があった平成19年12月7日の午後4時半頃、Hの送迎車で帰宅し、その後、本件事務所の椅子に腰掛け、B及びY₁と一緒にみかんを食べたり、お茶を飲んだりしていた。その後、Bは自宅玄関先でAが排尿した段ボール箱を片付けていたため、AとY₁が本件事務所に二人きりになっていたが、Bが本件事務所に戻った午後5時頃までの間に、Y₁がまどろんで目をつむっている隙に、Aは本件事務所の外へ出て行った。

Aがいなくなったことを知ったB及びY₁は、Aがよく散歩していた場所を探すなどしたが、Aは見付からなかった。なお、B及びY₁は、D駅構内へAを探しに行くことはなかった。

その後、Aの衣服にBの携帯電話の電話番号が縫いつけてあったため、O警察署刑事課の警部からBの携帯電話に連絡があり、AがE駅のホームで本件事故にあったことが判明した。

Y₂は、警察からAの遺体とともに、Aの死亡当時身に着けていた衣類や所持していた物品を渡されたが、ズボンの前チャックは開いていたとの説明を受け、渡された物品には財布や現金はなく、JRの乗車券もなかった。

Aの遺産は、複数の不動産のほか、金融資産の額面だけでも5000万円を優に超えるものであった。

原審は、Y₁及びY₂に対する選択的請求(1)を全部認容し、Y₃～Y₅に対する請求をいずれも棄却した。Y₁の責任について、「本件事故当時、事務所出入口に設置されていた事務所センサーは電源が切られており、AはY₁やBに声をかけることなく事務所出入口から外に出るなどしていたこと、Bは家事などのためにAのいる部屋から離れることがあり、そのようなときにAが外出したがることもあったことなどからすれば、Y₁においては、日中の本件事務所などの外部に開放されている場所にAと二人だけにいるときに自分がAから目を離せば、Aが独りで外出して徘徊し、本件事故のように線路内に侵入したり、他人の敷地内に侵入したり、公道上に飛び出して交通事故を惹起したりなどして、第三者の権利を侵害する可能性があることを予見し得たといえる。過失が認められるためには、--- 他人の生命、身体、財産に危害を及ぼす危険を具体的に予見することが可能であれば足りるのであり、--- Y₁は、Aから目を離せば、Aが外出して徘徊し、その結果本件事故のような他人の生命、身体、財産に危害を及ぼす事故を惹起する危険性を具体的に予見することができたといえるから、--- Y₁には、Aから目を離さずに見守ることを怠った過失があり、かつ、仮にY₁がこれを怠っていなければ本件事故の発生は防止できたものと考えられ、Y₁の過失と本件事故の発生との間には相当因果関係があるといえるからY₁には、民法709条により本件事故による原告の損害を賠償する責任がある。」と判示した。また、原審は、Y₂の責任については、「本件各徘徊の後にY₂がA宅の自宅玄関付近に玄関センサーを設置していることや、本件事故後の原告からAの遺族に宛てた書簡に対してY₂が遺族代表として対応していること、Aの遺産分割においても--- 賃貸中の土地の持分等の重要な財産をY₂が取得していることなどに照らせば、Aの重要な財産の処分や方針の決定等をする地位・立場は、Aの認知症発症後はA本人から長男であるY₂に事実上引き継がれたものと認められ、家族会I及びIIにおいて、Y₂が、Aの介護方針や介護体制を決定し、妻のBをD市に転居させてAの介護に毎日従事させるとともに、Aの状況についてBから頻繁に報

告を受け、週末にはA宅を訪れるなどしていたことも、Y₂がそのような地位・立場を引き継いだことの一環として理解することができる。

--- 本件事故当時のY₂は、社会通念上、民法714条1項の法定監督義務者や同条2項の代理監督者と同視し得るAの事実上の監督者であったと認めることができ、これら法定監督義務者や代理監督者に準ずべき者としてAを監督する義務を負い、その義務を怠らなかつたこと又はその義務を怠らなくても損害が生ずべきであったことが認められない限り、その責任を免れないと解するのが相当である。」と判示した。そこで、Y₁及びY₂が控訴した（Y₃～Y₅に対する請求棄却について原判決確定）。

本判決は、Y₂に対する請求を全部棄却し、Y₁に対する請求についても、賠償額を減額すべきものとした（原判決変更）。

[判旨]

(1)本件事故当時のAの責任能力の有無について

「Aが、本件事故当時、重い認知症のために責任能力がない状態にあったものと判断する」。

(2)Yらの民法714条に基づく責任の有無について

「責任無能力者の加害行為によって生じた損害について、責任無能力者の損害賠償責任が否定されているため、被害者がその被害の救済を受ける方途としては、監督義務者等に対して民法714条又は709条により損害賠償責任を追及するほかないのであるから、責任無能力者の加害行為によって生じた損害の被害者に対しては、これらの民法の不法行為に関する規定を、損害の公平な分担を図るといふ制度目的に合致するよう適切に解釈し適用することにより、公平で合理的な救済が図られるべきである。

民法714条1項にいう監督義務者としては、一般に、未成年者である責任無能力者に対する親権者、精神上的障害による責任無能力者に対する成年後見人又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（平成19年12月7日当時は有効なもの。以下、これを「精神保健福祉法」という。）20条に基づく保護者が挙げられるところであるが、Aは本件事故当時91歳で、未成年者ではないし、重度の認知症による精神疾患を有する者として、精神保健福祉法5条の精神障害者に該当することが明らかであった者と認められるから、同法20条1項、2項2号により、Y₁はAの配偶者として、その保護者の地位にあったものといえることができる。

--- 婚姻中において配偶者の一方（夫又は妻）が老齢、疾病又は精神疾患により自立した生活を送ることができなくなったり、徘徊等により自傷又は他害のおそれを来たすようになったりした場合には、他方配偶者（妻又は夫）は、婚姻関係上の法的義務として、同居し、互いに協力し、扶助する義務を負う（民法752条）ところ、この「協力扶助義務」の一環として、その配偶者（夫又は妻）の生活について、それが自らの生活の一部であるかのように、見守りや介護を行う身上監護の義務があるといえるべきである。--- 配偶者の一方（夫又は妻）が老齢、疾病又は精神疾患により自立した生活を送ることができなくなつたなどの場合には、他方配偶者（妻又は夫）は、上記協力扶助義務として、他の配偶者（夫又は妻）に対し、--- その生活全般に対して配慮し、介護し監督す

る身上監護の義務を負うに至るものというべきであり、婚姻関係にある配偶者間の信義則又は条理上の義務としても、そのように解される。

そして、精神保健福祉法上の保護者については、平成11年の同法改定によって、従前存在していた保護者の自傷他害防止義務は削除されたが、保護者には、依然として、精神障害者に治療を受けさせ、及び精神障害者の財産上の利益を保護しなければならない（同法22条1項）、精神障害者の診断が正しく行われるよう医師に協力し（同条2項）、また、精神障害者に医療を受けさせるに当たっては、医師の指示に従わなければならない（同条3項）との義務があるものとされているところ、同法は、精神障害者に後見人又は保佐人がない場合には、配偶者が保護者となる旨定めている（20条2項）。このような同法の定めは、医師と連携を取って精神障害者への適切な医療を確保しつつ、その財産上の利益を保護することとされる保護者の義務が、精神障害者の配偶者が、夫婦間の協力扶助義務の一環として、精神障害者の生活全般に対して配慮し、介護する義務を履行することにより、履行される関係にあるとの趣旨によるものと解されるのである。

そうすると、配偶者の一方が精神障害により精神保健福祉法上の精神障害者となった場合の他方配偶者は、同法上の保護者制度の趣旨に照らしても、現に同居して生活している場合においては、夫婦としての協力扶助義務の履行が法的に期待できないとする特段の事情のない限りは、配偶者の同居義務及び協力扶助義務に基づき、精神障害者となった配偶者に対する監督義務を負うのであって、民法714条1項の監督義務者に該当するものというべきである。

---- 民法714条1項の監督義務者の損害賠償責任が、家族共同体における家長の責任に由来するという沿革に齟齬するものではなく、かえって、配偶者は他方配偶者の相続財産に対して2分の1の法定相続分を有するものとされていること（民法900条1号）と相まって、上記沿革に沿い、責任無能力者の加害行為によって生じた損害の被害者を救済する制度としての同法714条の趣旨にも合致するものということができる。

---- Aは、本件事故当時の相当前から、認知症の進行により、意思疎通が困難で常に目を離すことができない状態であり、場所の理解等もできない状態で、重度の認知症の状態にあった--- Aの配偶者である控訴人Y₁は、重度の認知症を患って自立した生活を送ることができなくなったAに対する監督義務者の地位にあったものということができる。」

「--- 控訴人Y₂は、Aの長男である上、自ら及び妻のBにおいてAの介護に相当深く関与していたものであり、すでに認定したAの心身の状態及び控訴人Y₁の年齢や心身の状態からすると、仮にAについて成年後見の申立てがなされた場合には、後見開始決定がされ、控訴人Y₂が成年後見人に選任される蓋然性が大きかったものと推認される。

しかし、控訴人Y₂は、本件事故当時、Aの長男としてAに対して民法877条1項に基づく直系血族間の扶養義務を負っていたものの、この場合の扶養義務は、--- 経済的な扶養を中心とした扶助の義務であって、当然に、控訴人Y₂に対して、Aと同居してその扶養をする義務（いわゆる引取り扶養義務）を意味するものではないのであり--- Aについては、成年後見開始手続がなされたことがないため、控訴人Y₂がAの成年後見人に選任されたことはない。

そして、Aは本件事故の相当前から、精神保健福祉法上の精神障害者に該当する状態だったが、

控訴人Y₂はAの扶養義務者にすぎないので、同法20条2項により、家庭裁判所の選任行為を待つて初めてAの保護者となる（同項4号）ところ、控訴人Y₂についてAの保護者に選任する裁判がなされたことのないことは---明らかであるから、本件事故当時、控訴人Y₂はAの保護者の地位にもなかつたものである。

そうすると、控訴人Y₂について、Aの生活全般に対して配慮し、その身上に対して監護すべき法的な義務を負っていたものと認めることはできないから、控訴人Y₂が、本件事故当時、Aの監護義務者であったということとはできない。

---控訴人Y₂が---Aが就寝する夜間を除き、Aが在宅している間のAの介護を引き受け、そのために妻であるBをこれに当たらせていたものとみる余地がないではない。---ほとんどの場合、控訴人Y₁もその場に居て介護状況を見守っていた---から、法的には、BによるAに対する介護行為は、控訴人Y₁のAに対する身上監護のための補助行為であると評価されるべきものであり、控訴人Y₂が控訴人Y₁からAに対する介護を引き受け、その履行行為をBを使ってなしていたものとまではいうことができない。

したがって、控訴人Y₂が、本件事故当時、Aの代理監督義務者であったということもできない。」

「控訴人Y₁は、責任無能力者であるAの介護について、Bらの補助を受けながら、Aの意思を尊重し、その心身の状態及び生活状況に配慮した体制を構築していたということではあるものの、Aが日常的に出入りしていた本件事務所出入口に設置されていた事務所センサーを作動させるという容易な措置を採らず、電源を切ったままにしていたのであるから、Aの監督義務者としての、一人で外出して徘徊する可能性のあるAに対する一般的監督として、なお十分でなかつた点があるといわざるを得ない。

したがって、控訴人Y₁は、監督義務者として監督義務を怠らなかつたとまではいうことができないし、また、控訴人Y₁がその義務を怠らなくても本件事故が発生すべきであったということもできない。」

【研究】

1. 民法714条は、行為者が責任無能力のために不法行為責任を負わない場合には、「その責任無能力者を監督する法定の義務を負う者」および「監督義務者に代わつて責任無能力者を監督する者」は、「その義務を怠らなかつたとき」または「その義務を怠らなくても損害が生ずべきであったとき」以外は、「その責任無能力者が第三者に加えた損害を賠償する責任を負う」ものと定めている。⁽¹⁾この責任は、家族団体の統率者としての家長が家族員の行為について責任を負うという古代社会の思想に、その沿革を求めることができ、それと近代法における個人主義的責任思想（自己責任の原則）とを調和させたものである、ということができると解されている。⁽²⁾

従前、民法714条所定の監督義務者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、精神保健福祉法という）における精神障害者の保護者はこれにあたるものということができると解されていた。⁽³⁾なぜなら、この保護者に対して、精神障害者が自身を傷つけ又は他人に害を及ぼさないよう監督し、かつ、精神障害者の利益を保護しなければならないという自傷他害防止監督義務が

課されていたからである。⁽⁴⁾このことから、保護者には監督義務が存することを承認されていたのである。⁽⁵⁾そして、1999年（平成11年）精神保健福祉法の改正によって、自傷他害防止監督義務が廃止され、保護者は、精神障害者に治療を受けさせ、精神障害者の財産上の利益を保護する義務を負うこととされた。⁽⁶⁾

そこで、この保護者が民法714条にいう法定監督義務者といえるか、また、精神障害者の生活の世話をしている者が、事実上の監督者として法定の監督義務者に準じて714条責任を負うか、ということが問題となった。⁽⁷⁾これについては、最近いくつかの裁判例が現れている。⁽⁸⁾まず、これらを見て若干の分析を加えてみよう。それを踏まえ、本判決の意義を考えることにする。その際、精神障害者と保護者の同居の有無に留意しよう。そこには、精神障害者への何らかの影響力が確保され、監督可能性を見出すことができるからである。

2. [1] 精神分裂病に罹患し心神耗弱の状態にあった者が隣人を殺害した事案について、その加害者と同居していた母親は、殺害された被害者の遺族に対して監督義務違反を理由とする損害賠償責任を負わないとされた事例がある。東京高判平成15年10月29日判時1844号66頁であり、事案は、昭和45年4月からある会社に勤務していたところ、昭和51年3月に精神分裂病を発病し、その後、精神病院に入院・通院して治療を受けていたが、平成11年4月12日、近所に住むB（当時68歳）に盆栽にいたずらをされたものと思い込み、B方に押し入ったうえ、テレビを見ていたBを鉋で切り付け、殺害した。そこで、Bの遺族Xらは、Y₁と同居していたY₂に対し、民法709条に基づいて損害賠償を請求したというものである。原審（千葉地裁館山支判平成15年4月22日）は、Yらの不法行為責任を認め、Xらの本訴請求を認容した。Yらは控訴した。

判決は、(1)Y₁の病歴等、(2)関係機関の対応、(3)Bを殺害するに至る経緯、(4)精神障害者に関する法制度の変遷などを検討したうえ、精神障害者と同居して生活の面倒を見ている扶養義務者であっても当該精神障害者に対して、その身分上又は生活上の影響力を及ぼしうることからすると、監督義務違反としての民法709条の不法行為が成立する余地がある、としたが、本件では、Y₂は、「Y₁がBに対して何らかの危害を加えるのではないかと漠然とした不安を抱いていたとしても、本件事件の発生を事前に具体的に予見することはできなかったというべきである」から、「本件事件の発生前に、警察や病院に通報するなどしてY₁を入院させる措置をとるべき注意義務があったものとはいえず）--- 独り扶養義務者にもみ加重な義務を負わせることは相当でない」とし、したがって、Y₂に監督義務違反を理由とする損害賠償責任はない、とした。

この判決は、責任能力のある精神障害者と同居して生活の世話をしていた者（本件では母親Y₂）が民法709条に基づく不法行為責任を負わない、としたものである。この法律構成は、責任能力のある未成年者の不法行為についての監督者の民法709条責任を認める判例のそれと同じである。⁽⁹⁾しかも、いずれにおいても、当該行為者の特定の行為についての監督者の過失が要請されているからである。本件では、Y₂、同居することによって精神障害者に対し、一定の影響力をもちうることから監督可能性を認めている点が注目される。監督者の責任の判定において、これを肯定する原審との間に相違が見られ、判断の分かれる微妙な事例である。

[2] 心神喪失者が起こした殺人事件につき父親が監督義務を尽くしたとはいえないとされた事例である。福岡高判平成18年10月19日判タ1241号131頁であり、事案は、統合失調症に罹患しているA（男性、20歳）は、昭和56年生まれで、平成13年3月ころまで父Yと同居しており、その後本件事件当時、独立生活をしていたが、事件はYがAを自宅に引き取って4日目に発生した。すなわち、Aは、29歳の女性Bを殺害したのである。そこで、Bの夫X₁、父母X₂X₃が、Aの父Yに対し、民法714条1項の監督義務者の責任又は民法709条の不法行為に基づく損害賠償を請求したというものである。原審判決（長崎地裁佐世保支判平成18年3月29日判タ1241号133頁）は、次の三つの理由からYが他害防止のためAを保護監督することが不可欠の状況にあったことが予見できたとし、Yが民法714条1項の監督義務者又は代理監督者に準ずる地位にあるものとして、監督義務を認めている。すなわち、イ）Aが他室のドアを叩くなど異常行動により2度警察に保護され、2度目は自宅に連れ帰ったこと、ロ）Aが住んでいたマンションの自室はガラスが割られて荒れ放題であったこと、ハ）Aが自室に戻ってから独り言を言ったり、無音のテレビを見て笑う場面でないのに突然笑い出すなど精神障害が強く疑われる言動が少なからず見られたことがそれである。判決も原審判決を正当とするものとし、Aが警察に保護されたいきさつや、自室の荒れ具合や警察から精神科での受診を勧められたことから、Aが第三者に対する加害行為を行う危険があることを予見することができたはずであると判断し、民法714条の責任を負うものとした。

この判決は、責任無能力者（心神喪失者）の加害行為について監督者の民法714条責任が問われている。父Yは、Aのマンションを直接訪問しその状況を見ており、事件当時もAと同居し、Aの監督可能性があり、第三者への加害行為の予見可能性を有していたものとされている。監督者の民法714条責任を問う構成をとって問題を肯定している点からすれば、妥当なものであろう。

[3] 成人女性の責任無能力者の加害行為について、同居する親が民法714条責任を負うかが問われた事例である。名古屋地判平成23年2月8日判時2109号93頁であり、事案は、次の通りである。すなわち、昭和3年生まれのBは、N市内のMストアにおいてA（昭和48年生）によって床に突き飛ばされるなどの本件暴行によって傷害を負ったので、BはAを被告として不法行為に基づく損害賠償を請求する訴訟を提起したが、その請求を棄却する判決が言い渡され、これは確定した。もっとも、Bは平成21年5月21日に死亡したので、Bの相続人Xらが、責任無能力者であるAと同居する父母Yらに対し、民法714条2項の責任があるとして、損害賠償を請求したというのがそれである。

判決は、「本件において、Aは成年後見に付されておらず、家庭裁判所による精神保健福祉法上の保護者選任手続も行われていなかったことから、被告Yらが、民法714条1項の『責任無能力者を監督する法定の義務を負う者』に該当しないことに争いはなく、責任無能力者の生活の面倒を見ている事実上の保護者として、法定の監督義務者に準じて民法714条2項の責任を負うかが問題となる。」とし、「責任能力のない者が不法行為を行った場合、当該行為者自身は損害賠償責任を負わないが、公平な損害の分担を図るため、当該責任無能力者に法定の監督義務者又は代理監督者が存在する場合には、監督義務があることを考慮して、これらの監督者が監督義務を怠らなかったことを証明できない限り、当該監督者に責任を負わせるものである。」と、民法714条の趣旨を説く。そして、こ

の趣旨を本件にあてはめて、「被告Yらは、Aと同居して、Aの面倒を見ていたが、---このような事実上の監督者であったことのみで、直ちに民法714条の重い責任を負わせるのは妥当ではなく、Aの状況が他人に害を与える危険性があること等のため、Aを保護監督すべき具体的必要性があった場合に限り、責任無能力者の監督義務者に準じて、民法714条の責任を負うものと解す」べきだという。この規範を本件にあてはめると、「Aは、幼少時より難聴（100デシベル）で、重度の知的障害を伴う自閉症であるところ、Aは、出生後、本件事故当時に至るまで、両親である被告Yらと同居し、被告YらがAの生活の世話をしていたことが認められ、社会通念上、法定の保護者と同視しうる程度の立場にあることが認められる」ことになる、と述べている。

この判決は、責任能力のない知的障害者のなした加害行為につき保護者の地位にある者に民法714条を適用するさいの判断枠組を提供した点に意義がある。それが「精神障害者を保護すべき具体的必要性」を規準にしている点でやや狭いように思う。むしろ「精神障害者に配慮すべき具体的必要性」を規準とすべきであったのではないだろうか。これによって監督者もしくはこれに準じる者の同伴などを求めることができ、そうすることで本件事故を回避することができたように思う。⁽¹⁰⁾

3. これに関連するかたちで、重度の認知症による精神疾患を有する高齢者が惹起した列車との衝突事故⁽¹¹⁾につき、本判決は、その者の配偶者が民法714条の監督義務者として賠償責任を負うかどうかを問題にしたものとして位置づけることができると考えられる。本件加害者Aに後見開始手続は開始されておらず、後見人も存在しない状況であり、その者Aは、本件事故当時精神保健福祉法上、精神障害者に該当し、その者Aの配偶者Y₁は保護者の地位にあったものとされるけれど、上記保護者であることが、直ちに民法714条の責任主体となるわけではないとされる。というのは、既に述べたように1999年（平成11年）の同法の改正において保護者制度の見直しの一環としてなされた自傷他害防止監督義務廃止の影響であろう。

そこで、加害者Aの配偶者Y₁に民法714条責任の主体性を認める根拠を民法752条に求めうるかが問われる。⁽¹²⁾民法752条によれば、夫婦は同居し互いに協力し扶助する義務を負うが、婚姻中配偶者の一方が重度の認知症による精神疾患を有することになり、徘徊等により他害事故発生の危険性を生じさせるようになった場合には、他方配偶者は、特段の事情が認められない限り、婚姻中の協力扶助義務として他の配偶者に対しその生活全般について配慮し、監督すべき義務を負うに至るものと解すべきであろう。したがって、民法752条は、重度の認知症による精神疾患を有する者の配偶者の民法714条の責任主体性を認めうる法的な根拠になりうるであろう。そうすると婚姻中配偶者の一方が精神疾患を有し、徘徊等により他害事故の発生する危険性が生じているときに、他方配偶者の監督責任を論じる際には、何がその成否の決め手となりうるのか。本判決では、配偶者の一方に対する他方配偶者の「一般的監督」として充分かどうかを吟味しているだけであって、とくに判断枠組といえるようなものを提供しているわけではないように思う。そこで、監督責任の成否を判断する規準としては、例えば〔3〕におけるように重度の知的障害者の惹起した人身事故を処理する際に提示されているそれを参考にすれば、本件では、「精神障害者に配慮すべき具体的必要性」として、考えるべきではないだろうか。そうだとすると、監督責任の成否の判定は、イ) いわゆる特養・有料老人ホームへの入所、ロ) 家族の介護負担軽減措置（ホームヘルパーの依頼など）、ハ)

建物についての事故防止措置（出入口にされたセンサーの取付け・作動）、二）問題のある事故現場やその周辺への事前の逸速い探索等の要因を吟味して具体的に行わなければならないであろう。イ）ロ）ハ）ニ）のいずれかの要因が肯認されるならば、上記規準が充足されたものと見られ、監督が尽された（精神障害者への配慮がなされた）ものと評価されるべきであろう。このような意味から、本判決では、いずれの要因も必ずしも認めうるとはいえず、ゆえに、監督責任の成立が積極的に解されたのであろう。妥当な判決であるといえる。

4. なお、加害者Aには、子（Y₂～Y₅）がいるが、それぞれ独立の生活をしており、Aとの同居はなく、監督可能性を認めることは難しいであろう。⁽¹³⁾ Y₂の嫁Bについては、本判決もいっているように、「法的には、BによるAに対する介護行為は、控訴人Y₁のAに対する身上監護のための補助行為である」と見るべきであろう。ほかにAに駅構内に侵入することを許したことでXの過失相殺が議論される余地がある。この点は指摘するに止めておこう。

(2015年1月21日脱稿)

- (1) 加藤一郎『不法行為「増補版」』有斐閣1974年163頁、幾代通『不法行為「補訂版」』有斐閣1993年192頁
- (2) 松坂佐一「責任無能力者を監督する者の責任」我妻還暦記念『損害賠償責任の研究（上）』有斐閣1957年151頁、この責任の根拠は、家族関係の特性に求めざるをえないとされ、714条1項は、責任無能力者の身上監護をしている家族に責任無能力者の不法行為についての責任を負わせたもの（我妻栄『事務管理・不当利得・不法行為』日本評論社1937年155頁、松坂前掲161頁、加藤前掲159頁）又は、判断能力が低く加害行為をしがちな責任無能力者の加害行為について、この者を監督する義務ある者に、人的危険源の継続的管理責任を負わせたもの（青野博之「受け皿としてのドイツ民法832条－監督義務者の責任をめぐって」駒沢大学法学部研究紀要41号59頁（1983年）、四宮和夫『事務管理・不当利得・不法行為下巻』青林書院1985年670頁、潮見佳男『不法行為I「第2版」』信山社2009年408頁）があげられる。
- (3) 加藤雅信『事務管理・不当利得・不法行為「第2版」』有斐閣2005年330頁
- (4) 加藤（一）前掲161頁、幾代前掲192頁、裁判例として、仙台地判平成10年11月30日判タ998号211頁など（奥野久雄「成人の責任無能力者の加害行為と同居する両親の民法714条の責任の成否」中京ロイヤル16号41頁（2012年）以下参照）がある。
- (5) 加藤（雅）前掲330頁、田山輝明『不法行為』青林書院1996年147頁
- (6) 辻伸行「自傷他害防止監督義務の廃止と保護者の損害賠償責任」町野遡・中谷陽二・山本輝之編『触法精神障害者の処遇（増補版）』信山社2006年所収62頁は、「保護者の自傷他害防止監督義務がなくなった今日、この義務の廃止が保護者の損害賠償責任にどのような影響を与えるかが問題になる」として、「精神障害者の他害事故について保護者は被害者に対して損害賠償を一切なくなったのか、それとも損害賠償を負うことはあるのか、負うとすれば、どのような場合、どのような論拠により損害賠償責任を負うことになるのか」という問題を提起されている。もっとも、平成11年改正法以降に出された裁判例は、民法714条の適用する立場に立っているが、それは、加害者の生じさせる危険状況（危険性）が監督義務を生じさせる、実質的論拠となりうると見ているのであろう。本稿では、その視点から、その裁判例〔1〕～〔3〕及び本判決を検討するものである。なお、保護者制度は、平成25年6月13日成立の精神保健福祉法改正により廃止され、平成26年4月1日から施行されている（古笛恵子「認知症患者による事故と監督者の責任—認知症徘徊事故を契機として—」法律のひろば68巻2号14頁とくに19頁（2015年）以下も参照）。

- (7) これらの点を肯定する通説的見解（(1)の文献参照）に対して、飯塚和之「精神障害者の加害行為に対する監督義務者の責任に関する一考案－監督義務者概念を中心に－」『現代財産権論の課題 小林三衛先生退官記念論文集』所収啓文堂1988年165頁は、法定監督義務者から保護義務者をはじめ、事実上の監督をしている者に限って第709条の責任を負うべきである、と批判的見解を主張されている。同様の見解の立場に立つものとして、山口純夫「判批：福岡地判昭和57年3月12日」判例評論293号42頁（1983年）、吉本俊夫「保護義務者の精神障害に対する監督責任」判タ599号6頁（1986年）、新関輝夫「他人に傷害を負わせた精神障害者の両親について民法714条の責任が否定された事例」判例評論297号43頁（1983年）、前田泰「精神障害者の不法行為と保護義務者の責任」徳島大学社会科学研究所2号41頁（1989年）等々がある。
- (8) 1999年（平成11年）以降に言渡されたものについて言っているが、これ以前の裁判例については、中京ロイヤー16号41頁以下で若干の分析をした。
- (9) 最判昭和49年3月22日民集28巻2号347頁
- (10) 奥野前掲44頁
- (11) 本判決の原審判決の研究として、宮下修一「認知症高齢者の列車事故と不法行為責任・成年後見制度のあり方－「JR東海列車事故第一審判決」がもたらすもの－」静岡大学法政研究18巻3・4号31頁（2014年）がある。また、本判決の研究として、古笛前掲14頁がある。
- (12) 平井宜雄『債権各論Ⅱ不法行為』弘文堂1992年214頁（このような特別の責任の認められる根拠を家族関係の特殊性（とくに父母の義務）に求められる。）同旨のものとして、潮見前掲408頁、平野裕之『民法総合6 不法行為法』[第3版]信山社2013年227頁、なお、池原毅和『精神障害法』三省堂2011年286頁は、精神保健福祉法の改正（1999年）により保護者は法定監督義務者ではなくなったという。
- (13) 原審では長男Y₂については、法定監督義務者に該当すると判断しているが、本判決ではこの点を否定的に判示している。